

第 5 期愛知県障害福祉計画（素案）に対する意見等の概要と対応案について

◆第 2 回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ（9 月 21 日開催）における意見等と対応案

番号	章番号	意見の概要	対応案
1	第 3 章 (現状)	第 3 章－2 の（1）「身体障害のある人の現状」をみると、内部障害の増加率が最も高いとある。計画策定に当たっては、内部障害の団体にも意見を伺いながら、進めてほしい。（高橋座長）	御意見を踏まえ、愛知県難病団体連合会からも御意見をいただきながら、計画策定を進めていくこととしたい。
2	第 3 章 (現状)	第 3 章－2 の（4）「発達障害のある人の状況」について、発達障害のある人の数は、確かに具体的な数字が把握できないというのが今までなのですが、例えば、療育（愛護）手帳所持者のうち、自閉症等と診断されている方の数ですとか、精神の手帳で児童期から取得している方の数や自閉症等により取得している方の数を参考としてでも掲載していただけると良いと思う。（岡田構成員）	国の通知では、発達障害者支援法の対象として想定される障害は、脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもののうち、ICD-10(疾病及び関連保健問題の国際統計分類)における「心理的発達の障害（F80-F89）」及び「小児＜児童＞期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害（F90-F98）」に含まれる障害であることとされているため、御意見を踏まえ、本県の精神障害者保健福祉手帳所持者のうち、当該区分による手帳所持者の数を記載することとしたい（P 16 参照）。 なお、療育（愛護）手帳所持者のうち、自閉症等と診断されている方の数については、数値の把握が困難なため、今回は掲載しないこととしたい。
3	第 3 章 (現状)	第 3 章－3 の（4）に、相談支援（計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援）の実績が掲載されているが、このうち、特に地域移行支援の実績がとても低いような印象を受ける。また、名古屋市では当該事業に対して独自の補助金を出しているからか、名古屋市とそれ以外の地域で大きな落差がある。県として、このことについてどのように評価しているのか。（河口構成員）	市町村ヒアリング等の結果から、地域移行支援の実績が伸びない理由（課題）として、対象者要件があることや支給決定の有効期間が短いこと、事業申請や実地指導対応の労力に対する報酬が少ないことによる事業者参入が進まないこと、さらには医療機関側の制度の理解が乏しいことなどが挙げられている。 当該課題については、第 5 章－2 の（1）「圏域単位での地域特性および課題」に記載するとともに（P 107 参照）、引き続き対応策について検討し、今後可能な限り計画に記載することとしたい。

番号	章番号	意見の概要	対応案
4	第3章 (現状)	第3章－3の(5)に、障害児入所支援のところ、待機者数に加え、どのような方がどのようなところに退所されたのかという実績について県で把握しているのか。また、待機者数についてはできれば計画に掲載していただきたい。(辻委員)	障害児入所施設における待機者数及び入退所者の状況については、別添の参考資料1を参照。 なお、待機者数については、各施設への調査により把握しているところだが、多くの施設で管理していない状況があり、また、その数についても流動的であることを踏まえ、今回は計画に掲載しないこととしたい。
5	第4章 (地域移行)	今回のニーズ調査では、今いる施設での生活を希望している方の割合が多くなっているが、それは実際には違うと思う。私も入所施設を運営しており、これまで20人ほど地域に送り出している。その方々に話を聞くと、皆施設には戻りたくない、地域での生活が良いと言う。やはり、比べてみれば地域での生活が良いという割合が多くなるはず。(川崎構成員) <関連> ・ 実際に地域移行した方に、地域に出る際に不安だったことや、実際に出てみて予想と違ったことなどを聞くのが良いのではないか。メリット・デメリット両方あると思う。実際に地域移行した方に知恵を出してもらうことで、新たなものが見えてくると思う。(永田構成員) ・ 実際に地域移行した方は、移行後の生活に満足しているのか。戻りたいと思ったり、生活に問題があるということはないのか。(古家構成員) ・ 県障害者自立支援協議会の下地域生活移行推進部会が実働部隊である。当該部会が実際にプランニングしてマネジメントしていくので、こういった意見を部会の活動に反映させてほしい。(高橋座長)	いただいた御意見について、地域生活移行推進部会に伝えるとともに、当該部会において、地域生活移行を推進するための具体的な取組を検討し、可能な限り計画に盛り込んでいくこととしたい。 なお、御意見を踏まえ、今後、障害者支援施設の協力が得られれば、実際に地域生活へ移行された方への聴き取り等を行っていくこととしたい。

番号	章番号	意見の概要	対応案
6	第4章 (地域移行)	地域生活移行が進まない要因の1つとして、土日祝をどう過ごせば良いかと分からないといったことも挙げられると思う。一人で生活することができない方も多い中、土日祝は、生活介護や就労継続支援などの事業所も休みのところが多い。土日祝でも自分らしい生活を送れるようになれば、本人も親も地域生活移行をしても良いと思うのではないか。(岡田構成員)	御意見を踏まえ、計画の策定を進めていくこととしたい。 なお、本県では、グループホームにおける土日の世話人の配置について県単独で補助制度を設けており、引き続きそういった支援を行っていくこととしたい。
7	第4章 (地域移行)	地域生活移行に当たっては体験の場が重要である。体験の場を用意する取組として、三重県では、平成23年度から「重度障害者等自立生活応援事業」を実施している。これは、重度障害者の方に試行的に自活できる機会を提供し、自立生活への意欲増進、不安軽減を図るものである。加えて、委託先の「NPO 法人ピアサポートみえ」では、実際に入所施設を訪問し、入所者や家族、施設職員との面談を行っている。そこで、こうしたら地域移行できるという具体的なイメージを持ってもらい、これまで10名が地域生活移行している。この事業では特別支援学校にも訪問しているそうである。ぜひこういった他県の取組も参考にしながら取り組んでほしい。(辻構成員)	御意見を踏まえ、三重県等の取組を参考にしながら、地域生活移行推進部会において、地域生活移行を推進するための具体的な取組を検討し、可能な限り計画に盛り込んでいくこととしたい。
8	第4章 (地域移行)	今回のニーズ調査でも明らかになっているが、入所施設における地域生活移行に関する情報提供等について、施設によって温度差があるのではないか。この施設に入っていると情報をもらえるが、この施設だともらえないというのは良くないので、直していくべきでは。(古家構成員)	御意見のとおり、これまで入所施設側へのアプローチが弱かった面もあるため、地域生活移行推進部会に、新たに入所施設関係者の方に委員として参画いただき、地域生活移行を推進するための具体的な取組について検討を始めた。あわせて、入所施設における地域生活移行推進する意識の醸成に取り組むことについて計画に記載することとしたい(P33参照)。

番号	章番号	意見の概要	対応案
9	第4章 (地域移行)	施設に入ってからはもちろん、施設に入る前、施設入所も選択肢の1つと考えている段階にも、しっかりと地域生活に関する情報提供を行うのが重要。そういったことを通じて、新規入所を減らすことも考える必要があるのではないか。(古家構成員) <関連> - 入所施設を運営している者だが、定員を50人から40人に減らし、地域にできる限り送り出そうという取組はしている。新規入所者は、高齢により親が面倒をみられなくなった方や、親が亡くなられた方が中心になっている。(川崎構成員) - 入所施設は、親亡き後の受け皿となっているということだが、現在の入所者の中に、どれくらいご家族がいない方がいるのか。(古家構成員)	御意見を踏まえ、そうした視点も持って、計画の策定を進めていくこととしたい。あわせて、地域生活移行推進部会に御意見を伝え、必要に応じて取組方策等について検討し、可能な限り計画に記載することとしたい。 なお、ご家族がいない施設入所者数について、正確な数値は把握していないが、今回のニーズ調査の間14「地域移行に関するご家族の意向」では、調査母体3,859人の2.5%(96人)の方が「家族がいないため回答不可」という結果になっている(ただし、未回答も24.8%(956人)あり)。
10	第4章 (地域移行)	施設職員の中には、この方は強度行動障害があるから地域での生活は難しいと最初からあきらめている人もいると思う。強度行動障害のある方も、その方に合った適切な支援を行うことにより、ある程度状態が落ち着き、地域生活移行につながることもあると思うので、職員の技量の向上をお願いしたい。(岡田構成員)	本県では、強度行動障害支援者養成研修を実施しており、計画に記載しているところである(P135参照)。引き続き、本研修等を通じて、支援者の技量向上を図っていくこととしたい。 あわせて、本県の相談支援体制の充実の中で、圏域の広域的・専門的支援として、強度行動障害がある方への支援を追記することとしたい(90ページ参照)。
11	第4章 (地域移行)	障害児入所施設から障害者支援施設にそのまま移行された方はどのくらいいるのか。18歳になり、児の入所施設を出て、そのまま者の入所施設に移行すると、人間関係も一からやり直しになり、そこから地域移行というのは更にハードルがあがると思う。(河口構成員)	障害児入所施設(福祉型)からの過去3年間の全退所者161人のうち24人(約15%)が障害者支援施設に移行していることから(18歳以上の退所者では82人のうち21人(約25%))、障害児入所施設から障害者支援施設への移行について、地域移行を進める上での課題の1つとして、地域生活移行推進部会に伝え、必要に応じて取組方策等を検討し、可能な限り計画に記載することとしたい。※詳細は、参考資料1参照

番号	章番号	意見の概要	対応案
12	第4章 (精神)	圏域ごとの協議の場の設置について目標設定していただけることなのですが、この協議の場には、ぜひ当事者や家族を構成委員として入れていただきたい。(徳田構成員)	協議を行うに当たっては、当事者等からの意見も重要であるため、御意見を踏まえ、計画の推進を図っていくこととしたい。
13	第4章 (精神)	以前は、援護寮というものがあって、これは2年間限定で、日常生活の能力がない方に対して、コミュニケーションや料理、洗濯、金銭管理などの自立生活能力を回復させるためのサポート付きの宿泊施設だった。精神科病院から地域移行を進めていく中で、病院から直接地域生活にというのはなかなか難しいことなので、この制度は有効なものである。ぜひこれに対応する事業所の確保について、ぜひ計画に盛り込んでいただきたい。 また、この事業所が、現在県内にどのくらいあるのか教えていただきたい。(徳田構成員)	援護寮に相当する宿泊型自立訓練(生活訓練)事業のサービス拡充については、精神科病院からだけでなく、障害者支援施設からの地域移行を進める上でも必要なものであることから、第4章－1「福祉施設の入所者の地域生活への移行」の本計画期間の取組「○日中活動の場の確保」に記載するとともに(P34参照)、第4章－2「精神障害にも対応する地域包括ケアシステムの構築」の本計画期間の取組においても、第4章－1に記載した事項を引用する形で記載していくこととしたい(P42参照)。 なお、平成29年10月現在の当該事業所は6か所。(定員102名)。※詳細は参考資料2参照、利用実績は参考資料4参照
14	第4章 (精神)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムについて、国が作成したイメージ図が掲載されているが、これを見ても、精神科病院から地域に移行した方々がどのように地域の中でサポートされるのか、よく分からないように思うので、もう少し具体的に分かる図を追加していただいたら良いのではないかと。(高橋座長)	御意見を踏まえ、本県における精神障害者地域移行・地域定着支援体制整備のイメージ図について、計画に記載することとしたい(P44参照)。
15	第4章 (就労)	職場定着に係る目標が追加されるということだが、実際に職場定着を支援していくのは、ジョブコーチになってくるかと思う。については、現在県内にどれくらいのジョブコーチがいるのかデータを出していただければ参考になってくるかと思う。特に、企業に配置されているジョブコーチ(第2号)の数が重要である。(高橋座長)	御意見を踏まえ、職場定着の促進に当たって、ジョブコーチ等の積極的な活用が有効であり、障害のある人やその家族への情報提供に努めることについて、計画に記載することとしたい(P53参照)。 なお、平成29年11月現在、県内に企業在籍型ジョブコーチは12名となっており、その数は急激に増加している。※詳細は、参考資料3参照

番号	章番号	意見の概要	対応案
16	第4章 (障害児)	障害児支援に当たっては、保育所等訪問支援が重要になるため、保育所等訪問支援を行っている児童発達支援センターがどのくらいあるのかデータで示し、計画に記載してほしい。 これに加え、センター以外にも保育所等訪問支援を行っている事業所もあると思うので、それについては計画に掲載したら県内の状況がよく分かり良いのではないか。(高橋座長)	御意見を踏まえ、児童発達支援センターのうち、保育所等訪問支援を実施しているセンター及びセンター以外の保育所等訪問支援事業所について、計画に記載することとしたい(P60～P61参照)。
17	第5章 (訪問系サービス)	児童の時から慣れた介助者に付いていただいて、生活を組み立ててもらって、成人になってもそのまま地域で生活している方もいると思います。なので、行動援護も含めたホームヘルプについて、障害児の利用実績がどれくらいあるのかデータで示してもらえないか。(河口構成員)	平成29年3月における訪問系サービスの利用者数のうち、障害児利用分については以下のとおり。※詳細は参考資料4参照 ・居宅介護 : 10,730人(うち障害児561人(5.2%)) ・重度訪問介護 : 1,262人(うち障害児0人) ・同行援護 : 1071人(うち障害児23人(2.1%)) ・行動援護 : 668人(うち障害児132人(19.8%)) ・重度障害者等包括支援 : 1人(うち障害児0人)
18	第5章 (発達障害)	第5章の1の(8)に、発達障害者支援地域協議会の開催回数など、発達障害者支援に関する活動指標を追加していただいたところではあるが、どんな支援を行っていただけるのかまったく見えてこない。幼児期から成人期までの切れ目のない支援のことなど、幅広い支援について記載していただければと思う。(岡田構成員)	御意見を踏まえ、活動指標の設定にあわせて、乳幼児期から成人期までの各ライフステージを通じた切れ目のない支援を行うための本計画期間の取組について、計画に記載することとしたい(P103～P104参照)。
19	その他	目次がないと見にくいので、目次を追加していただきたい。(水野構成員)	御意見を踏まえ、目次を追加することとしたい。
20	その他	県民も、まずは、自分が住んでいる市町村の計画を見ることが多いと思う。しかし、市町村の中には、ホームページに計画を載せていないところもある。どこに住んでいても自分の市町村の計画を見ることができるのが普通ではないか。(岡田構成員)	御意見を踏まえ、市町村障害福祉主管課長会議等の場を活用し、市町村に働きかけていくこととしたい。

◆第2回愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ後（9月21日～）に文書で提出された意見等と対応案

番号	章番号	意見の概要	対応案
21	第3章 (現状)	第3章－3の(3)に、居住系サービスのところで、グループホームの箇所数や定員数の記載があるが、障害種別ごとの内訳はどのようなになっているのか。(高橋座長)	事業所の指定に当たっては、3障害対応を原則としており、障害種別ごとの内訳は設けていないところである。 なお、平成29年3月におけるグループホームの利用実績における障害種別ごとの内訳については、参考資料4を参照（身体：8%、知的：71%、精神：21%）。
22	第4章 (地域移行)	地域移行のところで、前文に、「障害のある人がそれぞれの能力や適性に合わせて、希望する方が地域で自立した生活を営むことができるよう、～」とあるが、ここを「 <u>希望する方がそれぞれの能力や適性に配慮され、地域で自立した生活を営むことができるよう、～</u> 」としたらどうか。(高橋座長)	御意見のとおり、修正することとしたい（P27参照）。
23	第4章 (地域移行)	福祉施設からの移行の方策も進めていく必要はありますが、現在、在宅で親が高齢になっている自閉症の人も多くいます。その方たちが親の都合で一緒に生活できなくなった時にこれまでは入所施設を探して入所→地域移行と道筋を通る人がいたが、親と生活している時に地域で親と離れて暮らす体験をして、施設入所をしないでグループホーム等で生活していく方策を大いに進めていただきたい。(岡田構成員)	いただいた御意見について、地域生活移行推進部会に伝えるとともに、当該部会において、地域生活移行を推進するための具体的な取組を検討し、可能な限り計画に盛り込んでいくこととしたい。
24	第4章 (障害児)	障害児支援のところで、前文に、「～子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わる基幹が変化する場合においても、子育てや教育関係機関等が連携し～」とあるが、「～子どもの成長に応じて、療育や教育等に関わる基幹が変化する場合においても、 <u>円滑な移行ができるよう、子育てや教育関係機関等が連携し～</u> 」としたらどうか。(高橋座長)	御意見を踏まえ、修正することとしたい（P56参照）。

番号	章番号	意見の概要	対応案
25	第4章 (障害児)	第4章－5の障害児支援のところで、「民間法人による地域における医療・療育の拠点となる施設整備を支援します」とあるが、さらに重症心身障害者施設をつくるということか。(高橋座長)	重症心身障害児者施設については、平成27～29年度に整備した施設を含む既存の施設の運営状況を参考にしながら、今後ニーズの把握に努め、必要に応じて検討していくこととしたい(P63参照)。
26	第7章 (地域生活支援事業)	発達障害者支援センター運営事業に関する記載において、障害児等療育支援事業との緊密な連携について記載するとともに、障害児等療育支援事業に関する記載においても、発達障害者支援センター運営事業との緊密な連携について記載したらどうか。(高橋座長)	御意見を踏まえ、記載することとしたい(P137～P138参照)。
27	第8章 (手話言語)	様々な障害の特性に応じたコミュニケーション手段について、教職員の知識・技能の向上を図っていただきたいので、そのことを記載していただきたい。(岡田構成員)	御意見を踏まえ、「○啓発及び学習の機会の確保」の中に、教職員に対し、知識及び技能の向上のための研修を行うよう努めることについて記載することとしたい(P158参照)。
28	第8章 (手話言語)	災害時においても、障害のある人に、その障害の特性に応じた意思疎通支援を行うのが重要であることについて記載していただきたい。(岡田構成員)	御意見を踏まえ、南海トラフ地震などの大規模災害発生時において、障害のある人の安全を確保するための措置を講ずる場合においても、障害の特性に応じたコミュニケーション手段による情報保障が重要であることについて記載することとしたい(P157参照)。

◆第2回愛知県障害者施策審議会専門部会（9月26日開催）における意見等と対応案

番号	章番号	意見の概要	対応案
29	第8章 (手話言語)	前文のところで、言語としての「手話言語」と、コミュニケーション手段としての「手話」はしっかりと使い分けた方が良い。 (黒田委員)	御意見を踏まえ、修正することとしたい（P 157 参照）。
30	第8章 (手話言語)	「○啓発及び学習の機会の確保」のところに、コミュニケーション手段の選択と獲得に係る当事者への支援について記載するのはどうか。(亀井委員) ＜関連＞ ・ その項目に入れてまとめるのは難しいところもあると思うので、例えば、本計画期間の取組の新たな項目として、「○情報コミュニケーション手段の選択及び獲得について」を追加し、当事者への支援や情報コミュニケーションのそれぞれの特性に応じた手段の選択や獲得といったことを盛り込んだらどうか。(安田委員)	御意見を踏まえ、本計画期間の取組に新たに「○障害の特性に応じたコミュニケーション手段の選択及び獲得」を設け、市町村との連携の強化に加え、リーフレットやホームページなど、あらゆる広報媒体を活用し、本人及びその家族への適切な情報提供に努めることについて記載することとしたい（P 158 参照）。
31	第8章 (手話言語)	「○啓発及び学習の機会の確保」のところに、企業、団体等の手話研修会への手話講師の派遣とあるが、最近では要約筆記講座も多く開催されているので、そういった講座への当事者の講師あるいは要約筆記の講師等を派遣することについて記載してほしい。 また、同じところで、要約筆記講座の開催とあるが、筆談講座も必要ではないか。(亀井委員)	御意見を踏まえ、要約筆記等の講師の派遣及び筆談講座について追加で記載することとしたい（P 158 参照）。

番号	章番号	意見の概要	対応案
32	第8章 (手話言語)	「○人材の養成等」のところで、市町村設置手話通訳者会議を開催し、地域の手話通訳者間の情報共有を行うとあるが、要約筆記においても同様なことが必要である。(亀井委員)	御意見を踏まえ、手話通訳者だけでなく、要約筆記者や盲ろう者向け通訳介助員などの様々な通訳業務の向上を図るため、地域・市町村間の情報共有を図ることについて記載することとしたい(P158参照)。
33	第8章 (手話言語)	「○情報の発信等」のところで、広報番組での手話通訳者の配置とあるが、聴覚障害のある人には、要約筆記者の配置も必要であり、合わせて字幕の付与もお願いしたい。(黒田委員) <関連> 視覚障害のある人は、広報番組等で緊急速報の音が鳴っても内容が分からないので、解説を付けていただきたい。(古家委員)	広報番組での要約筆記者の配置や字幕の付与について、御意見を踏まえ、修正することとしたい(P158参照)。 また、緊急速報の解説については、災害その他非常の事態の場合において必要な情報を取得することができるよう、障害の特性に応じた情報発信に努めることについて記載することとしたい(P158参照)。
34	第8章 (手話言語)	意思疎通支援を行うに当たり必要となるパソコンやプロジェクター、スクリーン、実物投影機(OHP)、ヒアリングループの配備について記載していただきたい。(黒田委員) <関連> - 発達障害者や自閉症の方は、ICT機器を必要とされている方もいるので、どこかに記載してほしい。(岡田委員) - 視覚障害のある人のうち、まったく見えない人は1～2割。大部分が弱視やロービジョンなので、病院などに拡大読書器の配備を働きかけてほしい。(古家委員)	今後、障害者施策審議会専門部会等でさらに検討の上、可能な限り計画に記載することとしたい。

◆第2回愛知県発達障害者支援体制整備推進協議会（11月9日開催）における意見等と対応案

番号	章番号	意見の概要	対応案
35	第7章 (地域生活支援事業)	第7章－1（1）に発達障害者支援センター運営事業について記載があり、この中に、障害児等療育支援事業と連携を図りながらとある。ボリューム感の問題もあると思うが、連携すべきものには、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所などもあると思うので、追記したらどうか。 また、同じところで、総合的な支援体制整備を進めるとあるが、これは市町村における総合的な支援体制整備を進めるということであれば、それを明確にした方が良いのではないか。（松下委員）	障害児等療育支援事業との連携のほかに、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所等連携すべき機関を追記してはという御意見については、現状、「医療・保健・教育・労働等各分野の関係機関との連携強化」という広範囲の記載になっていることから、全体のバランスを考慮して今回は記載しないこととしたい（P137参照）。 また、総合的な支援体制の整備に関する御意見については、市町村の支援体制への支援を明記し、県が支えるという意味でより明確な「重層的」という表現に修正することとしたい（P137参照）。
36	第7章 (地域生活支援事業)	市町村の地域生活支援事業の中に、移動支援や日中一時支援があるが、先日強度行動障害があるため、契約を解消された方から相談をいただいた。こうしたことは、市町村や圏域単位で設けられている地域自立支援協議会で支援方策が検討されるべきだが、この協議会の取組も地域差がかなりある。どこに住んでいてもサービスを受けられるための計画であると思うので、こうした体制整備を進めてほしい。（岡田委員）	御意見を踏まえ、本県の相談支援体制の充実の中で、圏域の広域的・専門的支援として、強度行動障害がある方への支援を記載することとしたい（90ページ参照）。

◆第2回愛知県障害者自立支援協議会地域生活移行推進部会（10月3日開催）における発言概要

＜事務局説明＞

地域移行に関する取組として、県では、まず以下に取り組むこととし、その具体的な進め方や注意点、これ以外の取組について御提案いただきたい。

- ・地域移行に関する入所施設の職員向けの研修を行うこと。
- ・入所者や家族に対して、地域移行後の生活についての情報提供や体験の機会を提供すること。
- ・今回実施した「福祉施設入所者の地域生活移行に関するニーズ調査」で明らかとなった地域移行を希望している方について、その方の地域の基幹相談支援センター等に情報提供を行うこと。
- ・重度・高齢の障害のある人でも、継続的に地域生活に送り出している入所施設に対して、取組内容の聴き取りを行い、好事例として他の施設に紹介すること。

合わせて、第5期愛知県障害福祉計画における地域移行の目標値の設定方法について御意見をいただきたい。

＜委員意見＞

- ・地域に対して、どんな方が施設に入所しているのかの情報を提供したらどうか。
- ・個々の施設で行っている地域移行に関する好事例な取組について、知的障害者福祉協会全体で行うことはできないか。
⇒平成22年には協会で、地域移行に関するマニュアルを作り、地域移行を進めてきたが現在は一段落しているよう状況なので、再度、必要に応じて研修会等で話し合っても良いと思う。また、1月20日に施設長会議があるので、そこで時間を設けて、部会長から地域移行について話してもらおうと、動くところが出てくると思う。
- ・入所施設の施設長は経営面や家族に配慮するところがある。一方で、サービス管理責任者は本人の支援を考えるため、ここの意識を変えていくことが有効ではないか。
⇒サービス管理責任者を対象に、地域移行をテーマとした研修を実施してはどうか。
- ・相談支援専門員がモニタリングの際に入所者のニーズをしっかりと把握しているのか。本人の意向にかかわらず、地域での生活ができないと決めつけていないか。
- ・地域移行を進めるに当たっては本人の意向が重要であり、意向にかかわらず地域移行を強制させるのは良くないという高橋会長の思いはその通り。第5期愛知県障害福祉計画における地域移行の目標としては、国の基本指針に即するのではなく、実態を反映したニーズ調査の結果から算出したらどうか。
⇒部会として、そのような意見をワーキンググループに提出してよろしいか。（異議なし）